

魚津市学校図書館電子化業務仕様書

1 業務名

魚津市学校図書館電子化業務(以下「本業務」という。)

2 目的

本業務は、学校図書館の蔵書情報等を電子化し、児童生徒がタブレット端末等を使って蔵書を検索すること等を可能とすることで図書に対する関心を高め、読書の推進を行うことを目的に委託する。

3 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 業務内容

- (1)学校図書館システムの導入・保守
- (2)蔵書登録準備作業(バーコード作成作業 84,000 枚)
※蔵書登録作業は当教育委員会で行う。
- (3)導入支援・操作研修

5 履行場所

本市が指定する下記の小中学校7校

学校名	住所	学級数	児童・生徒数	蔵書数
		(R5.4.1 現在)	(R4.3.31 現在)	(R4.3.31 現在)
星の杜小学校	魚津市住吉 203 番地	15	267	9,886
よつば小学校	魚津市本江 1041 番地	22	523	12,968
清流小学校	魚津市吉島 432 番地	17	435	12,012
道下小学校	魚津市北鬼江 2741 番地	12	248	11,830
経田小学校	魚津市浜経田 665 番地 3	8	130	9,183
西部中学校	魚津市友道 212 番地	16	463	12,202
東部中学校	魚津市吉島 1934 番地	15	429	15,163

6 業務要件

(1)システム要件

- ①クラウドサービスで提案すること。(発注者の庁舎内等にサーバー機器は設置し

ない)

- ②株式会社図書館流通センターが提供する TRC-MARC をダウンロードして蔵書管理可能なこと。見積金額は、ダウンロード等に要する費用を含めて価格提案すること。
- ③児童生徒及び職員等のタブレット端末で学校の蔵書検索等ができる機能を有すること。
- ④その他、別紙「機能要件一覧表」に沿った機能を提供できること。

(2)機器類等

- ①当市に導入されている端末は次のとおりであり、これらの端末で動作可能なこと。

教職員端末	児童生徒端末
ARROWS Tab Q7310/DB	ARROWS Tab Q5010/DEG

- ②各機器からシステムを利用するにあたっては、特定のソフトウェア利用せず、Web ブラウザ(Microsoft Edge または Google Chrome)による利用とすること。

(3)ネットワークその他

- ①インターネット接続にあたっては、必要なセキュリティ機能を確保すること。
- ②システム接続にあたっての回線整備、ネットワーク機器・無線アクセスポイント端末等の設置・設定業務は、本業務に含まないものとする。
- ③ASP サービスとして一般的に行われるシステム機能の強化(追加・修正)については、追加の費用なく提供すること。

(4)操作マニュアル

- ①運用開始前に操作マニュアルを作成し、電子データで提供すること。キーワードによる検索に対応すること。
- ②操作マニュアルは極力専門用語を用いず、情報リテラシーの低い者にも理解しやすい平易な記述とすること。
- ③機能の修正などがあつた場合には、該当部分を更新した操作マニュアルを速やかに作成し、提供すること。

(5)説明会及び操作研修

- ①学校図書館担当者向けのシステム説明会及び蔵書登録の研修会を1回以上実施すること。
- ②説明会及び講習会で必要な配布テキストは事業者の負担で必要部数を作成すること。その電子データを提供すること。

(6)蔵書に貼付するバーコード、ラベルキーパー作成

- ①システムに対応するバーコードを当市で指定する桁数で作成すること。

- ②作成枚数は 84,000 枚
- ③学校名の記載などバーコードの仕様については契約後に当市と打合せを行うこと。
- ④他システムに移行した場合も使用できる汎用性があること。
- ⑤ラミネート付きで作成、またはバーコードのサイズに適したラベルキーパーを同数作成すること。

7 保守及び運用サポートの要件

(1)運用時間

通年 24 時間とする。システム保守等のため運用停止が必要な場合には、その限りではない。

(2)ヘルプデスク

- ①操作等の問い合わせ窓口として、電話、メール、フォーム等によるヘルプデスクを設置すること。
- ②電話での問い合わせは原則、平日の午前9時から午後5時まで対応が可能であること。

(3)システム保守

- ①システムのバージョンアップ(機能改善、バグ対応等)を定期的に行うこと。
- ②クライアント OS や Web ブラウザのバージョンアップに随時対応すること。
- ③障害が発生した場合には、早期復旧を図ること。

8 留意事項

- (1) 受託者は再委託又は二次委託を行ってはならない。ただし、あらかじめ書面より発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。再委託又は二次委託を受託する者は、本業務で課される遵守すべき事項を守らなければならない。遵守事項に違反した場合は、本業務の受注者が賠償責任を負うものとする。
- (2) 本業務を行ううえで作成された資料等については、原則として発注者に帰属するものとする。ただし、発注者が認めたものについては、この限りではない。
- (3) 受託者は本業務において知り得たすべての情報については、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置をとるものとする。また、契約期間終了後も同様とする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項、又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、発注者と受託者の協議により、その解決を図るものとする。

要件及び機能

1. 図書システム・蔵書登録作業

全般	<ul style="list-style-type: none"> ・システム利用時にはログイン画面を設定し、ログインID・パスワードの入力により利用の制限ができること。 ・すべての職員にとって操作が容易であること。 ・すべての業務がリアルタイムで処理され、更新されること。 ・利用者バーコード、図書バーコードはバーコードリーダーによる読み込みができること。
窓口業務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 貸出 <ul style="list-style-type: none"> ・バーコードの読み取り及び簡単な端末操作だけで、貸出、返却ができること。 ・利用バーコードをスキャンすると、利用者番号・貸出一覧が表示されること。 ・貸出画面で、貸出一覧の詳細(資料名・登録番号・書誌内容等)が確認できること。 ・貸出画面から利用者検索ができ、続けて貸出処理ができること。 ・貸出期限・冊数を任意に設定できること。 ■ 返却 <ul style="list-style-type: none"> ・資料コードをスキャンすると、利用者番号・貸出可能冊数・登録番号を表示すること。また、貸出期限日が過ぎている場合にはその旨を表示すること。 ・返却画面で、貸出一覧の詳細(資料名・登録番号等)が確認できること。 ■ 未返却図書の表示 <ul style="list-style-type: none"> ・未返却図書のみを抽出して表示できること。 ・一覧表を貸出期限日で範囲指定して出力できること。 ■ 検索 <ul style="list-style-type: none"> ・検索結果一覧画面は、書名・著者名・出版社・出版年など書誌事項を表示すること。 ・書籍名の一部など、あいまいなキーワードでも検索ができること。 ・検索結果の並べ替えができること。
資料管理	<ul style="list-style-type: none"> ■ 書誌登録 <ul style="list-style-type: none"> ・TRC-MARC が利用できること。 ・TRC-MARC のダウンロードができる書籍は、バーコードの読み取り及び簡易な操作だけで蔵書登録ができること。 ・TRC-MARC でダウンロードができない書籍は手入力で登録ができること。 ・登録を間違えた場合、操作画面上ですぐ修正が可能であること。

	<p>■ 蔵書管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵書数が図書分類別に集計できること。 ・蔵書ごとに貸出数が集計できること。 ・図書の除籍処理ができ、除籍図書一覧が出ること。 <p>■ 蔵書点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バーコードの読み取り及び簡単な端末操作だけで蔵書点検ができること。 ・未返却の本、当該貸出中の児童生徒の情報が出力可能なこと。
利用者管理	<p>■ 利用者登録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の基本情報として、氏名、学年、クラスの登録ができること。 ・児童生徒の基本情報は、新規登録時及び進級処理時、データの取り込み等により一括で登録ができること。 ・転出入による登録変更、追加登録ができること。 ・児童生徒の貸出返却用バーコードがシステムから出力できること。 ・卒業生のデータ消去が容易にできること。
統計	<p>■ 統計分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の貸出状況が、個人別、学年別、クラス別、図書分類等で集計でき出力できること。
児童生徒利用	<p>■ タブレットでの利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒及び職員のタブレットで学校の蔵書が検索でき、検索した蔵書の貸出状況が表示されること。 ・児童生徒及び職員のタブレットで、おすすめ本の紹介など児童生徒が読書に興味をもつきっかけとなる機能があること。 ・児童生徒及び職員のタブレットで、調べ学習用の検索機能など児童生徒の情報活用能力育成につながる機能があること。 ・タブレット機能利用者数の同時アクセスが可能なこと。(仕様書 5 参照) ・本人の貸出記録の閲覧ができること。